

令和2年第7回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年7月22日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一
2 番 上和野 忠一
3 番 一本木 孝久
4 番 山本 長栄
5 番 上野 哲
6 番 小赤澤 悦子
7 番 佐々木 秀子
8 番 新田 善男
9 番 木村 正美
10 番 諏訪 剛郎
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫石 小谷地 明弘
雫石 長坂 則雄
雫石 細川 仁
雫石 田村 國彦
御所 藤本 伸
御所 米澤 正記
御所 川口 英敏
御所 細川 健一
西山 高橋 浩之
西山 岡本 忠美
西山 野々村 正男
西山 櫻田 一夫
御明神 伊藤 庄一
御明神 林尻 勇人
御明神 中村 守男
御明神 石塚 正美
御明神 横欠 初男

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 西山 葛根田 善栄

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について

第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

只今の出席議員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第7回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、4番 山本長栄委員、6番 小赤澤悦子委員、小谷地明弘推進委員、細川健一推進委員、横欠初男推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、小谷地明弘推進委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、6番 小赤澤悦子委員をお願いします。

小谷地 推進委員

雫石地区、小谷地です。農地転用完了の番号1から番号4の調査報告をいたします。始めに番号1から3についてですが、転用事業者が全て〇〇であり、それぞれ貸人が異なりますが共通の事業ですので、合わせてご報告いたします。

場所は8ページにあります「農転完了：〇〇」となっているところで、〇〇北側にある〇〇の〇〇になります。こちらは〇〇敷地として使用する目的で申請され、平成30年3月の総会で審議したもので、平成30年12月に完了ということです。

現地を確認したところ、転用目的のとおり工事が完了し、利用されていることを見て参りました。完了報告が遅れたことについて、事務局から申請受託業者に催促していたとのことですが、〇〇になり〇〇が変わったことから引き継ぎが上手くいかなかったとのことで、今の報告になったと聞いております。

次に番号4についてですが、場所は8ページにあります「農転完了：〇〇」となっているところで、〇〇から南西へ約500mに位置します。こちらは、〇〇を営業するための施設整備が目的で申請され、本年3月の総会で審議したもので、現地を確認したところ、お休み処の木造建物の建築と駐車スペースには敷砂利がされており、こちらも転用目的の通りすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。以上、報告といたします。

6番 小赤澤委員

6番、小赤澤です。現状変更の番号1について調査報告いたします。場所は8ページにあります「現状変更：〇〇」となっているところで、先ほど、事務局長から経緯の説明がありましたとおり、〇〇から南へ約250mに位置する場所です。こちらは平成28年以前より1号遊休農地となっていた場所でしたが、所有者の地道な作業によって、本年度農地の再生が行われた農地だと聞いております。現地を確認したところ、現状変更の届出があった部分には、敷砂利とバーグラが設置され、その他は畑として利用されている状態でした。現地は山手に近い箇所にある農地であり、日当たりも良くなく水はけも悪い農地であったことから、所有者の〇〇さんが遊休農地の復旧作業の際に、特に水はけの悪い町道からの乗り入れ部分に敷砂利を行い、農作業時の駐車スペースや休憩所として利用できるように整備したものだ聞いております。所有者は、農地の手続きを知らず、遊休農地の再生作業を行った際に利便性の高い整備を行ってしまったものであり、今回はやむを得ないものだと思いますが、今後、農地に関する作業を行う際は、一度農業委員会にご相談いただくよう十分注意してほしいと思います。以上で報告といたします。

議長

確認委員の報告が終わりました。これに質問などございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。転用完了報告に係る現地調査の部分で、〇〇の方からの完了の提出が遅れた理由が、〇〇が変わって手続きが進まなかったという理由なんですけれども、多分あそこは〇〇が2~3人位替わっているはずなんで、取ってつけた理由であって、全然やる気がなかったのではないのかなと思って。〇〇であれば今コンプライアンスが言われている中でこんなことがありえるはずがない。〇〇が云々というのはこじつけでそんなことは関係ないという感じではないかなと思います。

それともう一つ、現状変更に関する届出の関係。今回は2a未満だからいいのではないかということですが、遊休農地の関係の時に、ここは柳とか出ているという話の中で、農業委員会からも指導があったのだらうと思います。理由が遊休農地から農地にしたんだからいいのではないかというのが前面に出て、〇〇の〇〇の関係者の人がこういう部分について法的手続きを知らなかったというのはあり得ないはずだと思います。そういう部分の中で、さも遊休農地から農地に回復したんだからいいのではないのか、その位のことはという処理で私は済まないのではないのかなと。〇〇に携わってきた人であれば手続きが必要な事は知っているはずで、知らないというのは詭弁だと思うので。面積は小さいのかもしれませんが、やってしまえば得だというこ

とでいくのではないかと。こういうものは一回嚴重に回復させてから再度作り直すということが今までやってきたことではないのかなと考えると、ちょっと甘い気がします。こういうことが続いていくと毎回こういう事案が大きい小さいは別として出てくるのではないかなと思いますので、こんな処理でいいのかなと思います。

高橋主査

1点目の〇〇の完了報告の件です。こちら平成30年中には完了していたというお話で、申請はコンサルの会社が受けてやっけていまして、その担当者には終わったので出して下さいというお話を何回かしていました。コンサルタントの方からも〇〇の方に直接お願いして、届出を出すのは〇〇なので依頼はしてもらっていたところでした。〇〇からも「どういった書類出せばいいのか」と完了してすぐ問合せがあり、それが30年度中だったんですけれども、その後なかなか出てこなかったということで、今回〇〇さんの農地転用等の申請を請け負ったコンサルタントさんが同じ方でしたのでお願いして今出してもらったということでございます。その際に引継がうまくいっていなかったと言う事を伺っておりまして、それ以上はわからないので。ただこちらの方からは出すようには何回も依頼していた状況でした。

現状変更に関しましては、木村委員さんも〇〇地区の遊休農地のパトロールで以前から見えていた場所だと思えます。非農地化している場所で毎年本人にも意向確認して回復に努めますというお話をいただいております。所有者の方も何回かこちらに来てどうしたらいいかという相談にも来ていました。その際に、年1回は耕作出来なくとも管理作業は行なってもらいたい、とりあえず木を切っていただきたいというお話を、平成30年度にそこまでやっていただいて、去年は葎を切ってもらった。今年こういう状況な訳ですけれども、今年の3月にも所有者が来て、考えますと言っていました。

その際にこちらの説明不足だったかもしれません。どこまで原状回復するかとかそこまで突き詰めて聞いていればこのようにしたいという意向も確認できて、その際には手続きが必要だということも説明できた事案だと思えます。確かに届出が必要な所をしないでやったのは悪いと思えますけれども事務局の方で検討しまして、始末書とか原状復旧というところまでは求めなくてもいいのではないかとということで、このような対応をさせていただいたところでございますので、何卒ご理解をよろしく願いたいと思えます。

9番 木村委員

9番、木村です。〇〇の部分でたまたま〇〇のコンサルタントが同じだったから、何回も言っても動いて来なかったのが動いたというのは〇〇の方で全く出す気がなかったということではないのかなと。農業委員会なんて大したことない。そのうち〇〇替わるから知

らなかったでいいのではないかと。その位の扱いでしか思っていないのかなど。例えばこういう時には完了ができた時点で90日以内に届出を出すとか明確な部分がないという話だったので、そういう部分を明確にしていかないと、こういう事が人が替われば替わる毎に知りませんでしたとなるので、粟石町の農業委員会として90日以内に完了届は提出するのだとかいうのもやっていかないと、のんびんだらりとやられてしまうと思うので、この部分はもっときっちりやらないとなめられるだけではないのかなという気がします。

現状変更の関係は、それほど農業委員会に毎回来ている人であればなんでやる前に来ないのかというのが普通はあるのではないのかなど。やっぱりここもまあいいや、どうせ大したことはないだろうと、やってしまえばいいものだけという、その位の認識でやっているのではないのかなど。色んな部分の中で今後益々対応が厳しくなってくるのかなど。去年の春からのことも含めて話をしているんですけども、私からすると対応が甘いのかなと思いますので。担当者は同じ地元の人達であるのでやりづらいのかも知れないですけども、決められたことは対応を間違うと、これは小さいからいい、大きくなったらやってもらうと。大きくなったら原状回復させるとなったら、大きいと大きいほど出来なくなってくるんです。そういうことを考えると事務局の対応もちゃんとすべきなのではないのかなと思います。

高橋主査

局長からも説明がありましたけれども、農地転用の後の工事の完了報告や現状変更届が必要な手続きについて、今後も農業委員会だより等を通じて皆さんにはお知らせして行きたいと思います。委員さん方も普段の農作業の際に手続きしないでそういうことをやっているのを見られた場合には、出来るだけ早めに教えていただければ早い段階で指導とかもできると思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

議 長

木村委員、よろしいですか。

9 番 木村委員

もういいです。これ以上言ってもどうしようもないから。

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長

これより本日の議事日程に入ります。日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、粟石

町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、6番 小赤澤悦子委員、7番 佐々木秀子委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田2筆、面積計2,623㎡について、○○整備のため令和元年8月22日付けで農地法第4条の許可を受けたものですが、○○施設等の整備後に管理・運営を行う町外在住のご家族の通勤の効率化のため、計画物である○○施設2棟のうち1棟について○○施設に変更するものであります。また、施工依頼業者の倒産や設計変更により工事が遅れていることから工期を令和3年6月まで6か月間延長するものであります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を、4番 山本長栄委員にお願いします。

4番 山本委員 4番、山本です。現地調査全般についてご報告いたします。

7月16日、第5班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

4番 山本委員

引き続き番号1について、ご報告いたします。場所は13ページにあります「農転計画変更：〇〇」となっているところで、〇〇から東へ約250mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の1～7ページをご覧ください。本件は、令和元年6月の総会で審議され、許可になった令和元年8月から令和2年12月までの計画で、〇〇施設等の農業用施設用地の整備を行っているものですが、事務局から議案書の説明があったとおり変更の申請が提出されたことから現地を見て参りました。現地は、〇〇以外の施設については未整備の状態でしたが、今回の申請で変更となる〇〇施設の建築予定場所にテープで区画が示されており、着工の準備がされておりました。今回の変更で配置等に変更はなく道路や水路に囲まれた土地であり、周囲の土地に住居も建っていることから、周辺の農地に悪影響はなく、変更申請については問題ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「挙手多数」

議長

挙手多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。4ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、畑1筆、面積499㎡について、○○と売買しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を6ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、横欠初男推進委員に願います。

横欠 推進委員

御明神地区、横欠です。番号1について、報告いたします。場所は13ページにあります「3条：○○・○○」となっているところで、○○から南西へ約1kmに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の8～9ページをご覧ください。本件は、土地の売買による有償移転ですが、○○さんの規模拡大に伴い、○○さんが要望を受けたことから、お互いの合意により売買するものだと聞いております。なお、○○さんと○○さんの関係性については、○○さんの妻の叔父が○○さんにあたり、今回の売買予定地については○○さんの妻の実家に隣接する場所であることを現地確認の際に確認しております。また、申請地は野菜畑として適切に管理されており、売買後も利用状況が変わるものでもないことから問題はないものと思われま。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めま。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。7ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、畑3筆、面積計166㎡について、宅地拡張のため、叔父の○○と売買しようとするものです。本案件については、周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。番号2 ○○が所有する、田1筆、面積1,579㎡を、一時的に土砂仮置場兼仮設道路とするため、○○と使用貸借するものですが、事前着手していることから、追認案件となります。本案件について7月9日の○○地区の農地パトロールの際に発見したもので、○○の○○敷地と町道の水田に土砂が通路状に盛られ、整地されておりました。このような状況で農地以外の目的に使用されていることが明白であったことから、同日、耕作者で○○代表の○○氏に連絡し理由を確認したところ、「○○を増設する計画があり、○○用地の土砂を撤去する必要性が生じた。撤去するにあたり○○東側を通路として検討したが、○○が24時間稼働しているため○○車両が出入りできないことから西側の農地を使用するほかなかった。また、9月中旬は○○建設の着工を行わなければ年内の○○等が出来なくなるために6月上旬に樹木の伐採と土砂を搬出する必要がある、農地の表土をよけて撤去した土砂を農地内に仮置きした」とのことで、○○の建設時には通路として使用し、その後は元の水田に戻す予定であることから、農地の手続が必要との認識がないまま進めてしまったとのことでした。同人に対し、一時的でも農地を農地以外に転用する際にも農地転用の許可を要する旨説明し嚴重注意のうえ農地転用の申請と始末書提出を求めたところ7月13日付けで前述した事情と、「今後このようなことがないよう深く反省し必要な手続を確認のうえ進めるようにし、許可を

受けるまでは土地に一切手を加えないことを誓約いたします」という旨の始末書並びに農地転用の申請書が提出されたところです。なお、当該農地は農振法に規定する農用区域内の農地であります。3年以内の一時転用であり、周辺の土地に悪影響を及ぼす恐れはないものと判断されることから、農地転用許可基準を満たしておりますが、追認であるため県の常設審議委員会への意見聴取案件となることを申し添えます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を横欠初男推進委員、番号2を4番山本長栄委員にお願いします。

横欠 推進委員

御明神地区、横欠です。番号1についてご報告いたします。場所は13ページにあります「5条：〇〇・〇〇」となっているところで、先ほどの〇〇さんと〇〇さんの3条申請に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の10～14ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの叔父である〇〇さんが自宅の周囲にある〇〇さんの所有する農地に宅地を拡張し、合併浄化槽の設置とその配管、併せてカーポートを設置するという内容で農地転用の申請があったため、現地を確認して参りました。現地については適切に保全管理され、申請箇所には分筆後の境界杭が設置されており、また、隣接地も親族の所有者であることや必要最小限の面積であることから、周囲に与える影響は少なく問題ないものと思われまます。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

4番 山本委員

4番、山本です。番号2について、ご報告いたします。場所は13ページにあります「5条：〇〇・〇〇」となっているところで、〇〇の〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の15～18ページをご覧ください。本件は、〇〇の〇〇増設に伴い、一時的に土砂仮置場兼仮設道路として使用する内容で農地の一時転用の申請があったため、現地を確認して参りました。現地については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、事前着手されておりました。しかし、農地の表土は片側に寄せられており、完了後は原状復旧をする計画であったと見受けられましたし、周辺農地や用排水路への配慮などを現地にて確認して参りました。事後申請の部分が多くありますが、始末書を現地確認班全員で確認したところ、本人も深く反省しておりますので、一時転用もやむを得ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員 9番、木村です。2番について。ここは現状は土捨て場になっているんでしょうけれども、その前は何か作付していたのか畑なのか水田なのか、どういう状況だったのか説明していただければと思います。

高橋主査 昨年まで水稻を作付して本当は今年も作付け予定だったと聞いておりますが、こういう事で作付けは今年はお休み状況と聞いております。

9番 木村委員 9番、木村です。ここは仮置き場なので終わったら水田に戻す予定でいる箇所なのか教えてください。

高橋主査 18ページの写真をご覧ください。このように借り置きして、奥の方に〇〇が見えますけれども、〇〇を増設する際にここを通路として使ってその後はこの土砂を業者の土砂置き場の方に移動して農地に復旧するという計画と聞いております。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 「なし」の発声

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、所有権移転の番号1から利用権設定の番号3までと、番号4を分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、所有権移転の番号1から利用権設定の番号3までと、番号4を分割して審議いたします。初めに、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、所有権移転の番号1から利用権設定の番号3までを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。9ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。始めに、所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田1筆、面積3,816㎡について、○と売買しようとするものであります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

次のページをご覧ください。続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田3筆、面積計4,845㎡について、○○と。

番号2 ○○が所有する、田3筆、面積計5,586㎡について、○○と。

番号3 ○○が所有する、田2筆、畑1筆、面積計5,391㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を、細川健一推進委員にお願いします。

細川 推進委員

御所地区、細川です。番号1についてご報告いたします。場所は14ページにあります「利用集積：○○・○○」となっているところで、○○から東へ約270mの場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の19～20ページをご覧ください。本件は、土地の売買による有償移転ですが、○○さんが農地を手放したいということで、○○さんに売買の相談を行い、今回の申請になったということです。現地は適切に保全管理されており、売買後は引続き転作田として利用する計画ですので問題ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見を省略いたします。

議長 只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、所有権移転の番号1から利用権設定の番号3までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第4号、所有権移転の番号1から利用権設定の番号3までについて、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、利用権設定の番号4を議題といたします。この議案については、私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加できませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたときは、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、上和野忠一 会長職務代理者に議長をお願いいたします。

(岡森喜与一会長 退席)

(上和野忠一会長職務代理者 議長席に着席)

議長(職務代理者) 岡森喜与一会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。事務局の説明を求めます。

高橋主査 引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。12ページをご覧ください。

番号4 ○○が所有する、田7筆、面積計9,135㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議長（職務代理人） 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長（職務代理人） なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号4について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長（職務代理人） 全員挙手であります。よって、議案第4号、利用権設定の番号4について、原案のとおり決定いたしました。

（上野忠一会長職務代理人 自席へ移動）

（岡森喜与一会長 着席）

議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時55分

以上が令和2年7月22日 雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 7 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 6 番

7 番
